

保護者 各位

福島県立湯本高等学校長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校の教育活動に対して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月24日付けで本校における新型コロナウイルス感染拡大防止の対策についてお知らせしておりましたが、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、**緊急特別対策対象地域が全県となり、対策期間があらためて示されたことに基づき、対象期間を令和3年5月8日(土)～令和3年5月31日(月)**といたします。なお、下記の2・3・4については今後も引き続き感染症対策を講じることといたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

※下線部は変更がある箇所を示しております。

記

1 対象期間 令和3年5月8日(土)～令和3年5月31日(月)

2 学校における基本的な感染症対策について

- (1) 宿泊を伴う学校行事を停止するとともに、感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）についても停止します。
- (2) 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された地域など、感染拡大地域への不要不急の往来は自粛してください。
- (3) 昼食時は机を移動せず、講義形式で昼食をとるようにいたします。
- (4) 校内においては、定期的な換気及び手指消毒を徹底いたします。
- (5) 基礎疾患等がある場合には、かかりつけ医等の指示に従ってください。
- (6) 差別・偏見や中傷を防止するための指導を徹底します。

3 部活動等における感染症対策について

- (1) 部活動における練習試合及び合宿は禁止といたします。
- (2) 各種大会への参加は認めますが、原則として感染拡大地域への往来は行わないことといたします。
- (3) 他地域へ往来する場合は、宿泊を認めますが、感染症対策を徹底して実施いたします。
- (4) 健康観察を徹底し、体調が悪い時は無理をせず療養してください。
- (5) 活動前後の部室内や下校時における会食を控え、会話の際にはマスクを着用してください。
- (6) 屋内の活動では、常時または定期的に換気を実施してまいります。
- (7) 活動場所や備品等の清掃及び消毒を実施し、衛生的な環境を保持してまいります。
- (8) 外部団体との交流の際は感染症対策を徹底して実施してまいります。
- (9) 部活動の活動場所への保護者の立ち入りはお控えください。

4 学校外・家庭における感染症対策について

- (1) 御家庭での健康観察の記録とするために、検温と健康観察の記録の御協力をお願いいたします。
- (2) 本人及び同居する家族に発熱等の風邪症状が見られるときには学校に連絡のうえ、自宅で休養させてください。その際は、出席停止扱いとなります。
- (3) 登下校の際、また公共交通機関を利用する場合には、必ずマスクを着用するなどの感染防止対策をお願いいたします。
- (4) 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛するようお願いいたします。
- (5) 不要不急の外出や外泊などを自粛するようお願いいたします。
- (6) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と過ごす場合は、家庭内においても、マスクの着用などの対策を行ってください。
- (7) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスク着用等の感染症対策を徹底してください。

5 新型コロナウイルス相談窓口について

- ・発熱等の症状がある場合 「受診・相談センター」 0120(567)747
- ・その他の相談の場合 「一般相談」 0120(567)177

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

(事務担当 教頭 0246-42-2178)